ねんりんピック Chōju 東京 2028 大会準備運営委員会設置要綱

８ ス 企 ね 第 ６１ 号
令 和 ８ 年 ５ 月 ２６ 日

（名称）
第１条　この会は、ねんりんピック Chōju 東京2028大会準備運営委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）
第２条　東京都は、第39回全国健康福祉祭東京大会（以下「大会」という。）を、東京が持つ様々な強みを生かした魅力ある大会とするため、大会に向けて関係者間で情報共有、調整・協議し、必要な支援・助言を行うことを目的として、本委員会を設置する。

（構成）
第３条　委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。
２　委員会に会長及び副会長を置き、会長は東京都知事をもって充てる。
３　会長に事故があるとき又は欠けるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。ただし、必要があると認めるときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、委員会が解散する令和 11 年３月 31 日までとする。
２　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条　会長は、会議を招集し、会議を主宰する。
２　会長は、必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
３　委員は、やむを得ない理由により出席できないときは、当該委員が属する団体の役職員等を代理人として出席させることができる。
４　会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、会長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）
第６条　委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局は、東京都スポーツ推進本部スポーツ企画部ねんりんピック推進課とする。

（謝礼金の支払）
第７条　委員及び第５条第２項の規定により会議に出席した委員以外の者に対しては、スポーツ推進本部各種委員会等委員謝礼基準に基づいた謝礼を支払うことができる。

（幹事会）
第８条　委員会に、幹事会を置く。
２　幹事会の組織、運営その他必要な幹事会の要綱については別途定める。

（守秘義務）
第９条　別表に掲げる者及び第５条第２項の規定により会議に出席した委員以外の者は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第 10 条　この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年７月８日から施行する。

（別表）委員会名簿

職	所属等
会長	東京都知事
副会長	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団　理事長
	特別区長会　会長
	東京都市長会　会長
	東京都町村会　会長
委員	東京都スポーツ推進本部長
	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団　スポーツコミッション TOKYO 機構長
	社会福祉法人東京都社会福祉協議会　会長
	公益社団法人東京都老人クラブ連合会　会長
	公益財団法人東京都スポーツ協会　会長
	一般社団法人東京都レクリエーション協会　会長
	東京商工会議所　文化・健康づくり推進委員会　委員長
	東京都商工会連合会　会長
	公益財団法人東京観光財団　理事長

オブザーバー：厚生労働省
スポーツ庁
一般財団法人 長寿社会開発センター

事　務　局：東京都スポーツ推進本部　スポーツ企画部　ねんりんピック推進課